

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2025 年 1 月 1 日

GMO インターネットグループ株式会社

GMO インターネット株式会社

(旧商号 : GMO アドパートナーズ株式会社)

2025年1月1日

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに及び会社法施行規則
第189条に基づく開示事項)

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネットグループ株式会社
代表取締役グループ代表 熊谷 正寿

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役 伊藤 正

GMOインターネットグループ株式会社（以下「甲」といいます。）及びGMOインターネット株式会社（2024年1月1日付で旧商号であるGMOアドパートナーズ株式会社から商号を変更しております。以下「乙」といいます。）は、2024年6月25日付で吸収分割契約を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を2025年1月1日として、甲がその営むインターネットインフラ事業（ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業）及びインターネット広告・メディア事業（以下、総称して「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年1月1日

2. 吸収分割会社における各手続の経過（会社法施行規則189条第2号）

(1) 吸収分割の差止請求（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定する簡易吸収分割であるため、甲

に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

甲は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 19 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定に従い、甲に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過（会社法施行規則第 189 条 3 号）

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

会社法 796 条の 2 の規定に基づき、乙に対して本吸収分割の差し止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2024 年 11 月 19 日付で、乙の株主に対し、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所に係る公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく、株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 19 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、効力発生日である 2025 年 1 月 1 日をもって、甲から本吸収分割契約の定めに従い、対象事業に関する別紙記載の権利義務を承継いたしました。

5. 本吸収分割の変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

効力発生日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約につ

いて同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

また、甲は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、甲は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以上

別紙

承継対象権利義務明細

1. 資産

甲が効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)において、承継対象事業に関して保有する一切の資産

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの